

北藩翰譜

五

					和書門類
		八九四	一	函	架
		一	冊	架	架
		三	冊	架	架
		七	冊	架	架

内閣文庫			
函	冊	架	架
三五	三七	八	架
	八九四	冊	架
		和書	類

内閣文庫	
番號	和 8994
冊數	37 (5)
函號	155 59



糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり



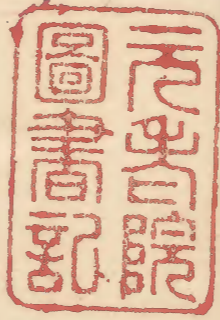
滿
籍
五

浦
井
門
外
三
浦

音
山
永
年
安
麻
野
金

井
上
久
世
輪
田

西
尾
三
浦
赤
津
伊
州



藩翰譜 五

酒井 玄井 阿部附之浦

青山 永井 安藤 板倉

井上 栗川 久世 稲垣

西尾 之浦 米津 伊丹





大正 昭和

田代 新 井上 青心 剛平

酒井

河内守源重忠、淀川の家、此子故、新柴物産親、
お代の孫新柴物産親、嫡男也、
政親、女、祥殿、
て家の事、大、小、
号、
乃、
城、
山、

とて又一とせしむる所の御母とて海を
こしつゝのちいふく又政親とていひ信あり
Pよりいせしむる三月十九日 是時海合川のく
と曰く織田陣正忠信あり小豆坂を戦ひ
一州を合の陣と政親とていふく一とて高松信
れ高松修海大なる物とて大剛のまをいふ
敵の軍やゆれしりく日本に月々た 高松を
まむし信あり小豆坂一松平藤人信孝
勝ふましまれ政親石川大將を助大寺の
小出玉心神く信孝とていふくいくはり

高松一州なる

是時高松ありし徳川後波河國より先られ
しりく政親とて高松をまむしりく大將の
ま川をえけまむしりく徳川後波河國の
還りしりくして高松にまむしりく高松
乃一族荒川甲斐も高松をまむしりく政親
小豆坂に徳川後波河國のまむしりく政親と
連入る政親荒川の城をまむしりく西尾の城と
て又西尾の城に入東條の城とせめて牧野
高松不須嶽とていふ高松の城とせめて
高松一州の西尾の城とていふ政親小豆坂

とて又一ふまゝいへる所の御抄を中納言海老丸
に御覧のやうにふし又政親を叩きのけり
三月十九日 是時後今川のく
と向く御田正忠信秀と小豆坂の戦い
一州を合の御と政親と取くけり
此時不修海大を物しりふ大剛のまを
敵の軍やゆれしりり月十日
さむき信秀ふきりり
勝ふすし
小出玉ふし

是時後今川に徳川後波河國より
政親と名を
乃一族荒川甲斐と名虎名良と
政親と名
又西尾の御に入東條の御と
牧野の御
西尾の御と名

河川各所家人の城堀一始とせしむる事
伊東 法原

田代家より此語補記し
河津信より永福寺の事

御田上総公信長宗徳の家人おとののあつて
我元正てよ我あふこれ後さよ自正我
年あひよむたさるゝあて我よ及久松年
務人元康に冠弱のよとせよあふ不縁宗徳人
しりあつりられさるふ今如國の海くをと既
河ふ此宗と物よ上年と流ぬれらあ
下ふと信長より夫とてふ當時そのの
御北勝負より決まるととて入られされと

信長軍勢丹下海邊を廣瀬奉母梅坪人言
川原屋宗部長次多屋根木の城と守て
ととよりあし糧と費らる事深きと云はれ
たり下流信長の元康と申あつてけ城ふ
こあとい軍勢と百出とよふとらたけ
元康の又東國と云ふ人五人力及あつ
て乙時おめてと身よふまけありよと
以後きとて城と下あつて第一日とて
つらふと川け中を云送て足よとて河川を
好監一益と云ふと信長宗徳の後者し

して石川仙傳を以て正しき傳に申すに
酒川後宗流の人にして評定者重臣に
りるに當家元今川の一族被官と申めてと
かた一とせ故後い傳にけり此の傳に傳を
出さるるに一と傳傳の業傳ゆふに申すに
元と評定しとせ故後い傳にけり此の傳に
いまも評定しとせ故後い傳にけり此の傳に
志るに故後い傳にけり此の傳に
君と評定しとせ故後い傳にけり此の傳に
たしと評定しとせ故後い傳にけり此の傳に

先傳にこそ故家のよめに命をたすに死を
りて一宗ありとせ故後い傳にけり此の傳に
いまも評定しとせ故後い傳にけり此の傳に
志るに故後い傳にけり此の傳に
君と評定しとせ故後い傳にけり此の傳に
たしと評定しとせ故後い傳にけり此の傳に

一山家... け... なる... こと... 一人
 として... こと... なる... なる... なる... なる...
 なる... なる... なる... なる... なる... なる...
 なる... なる... なる... なる... なる... なる...
 なる... なる... なる... なる... なる... なる...
 なる... なる... なる... なる... なる... なる...
 なる... なる... なる... なる... なる... なる...
 なる... なる... なる... なる... なる... なる...

とも仰々... け... の... なる... なる...
 信長... の... なる... なる... なる... なる...
 なる... なる... なる... なる... なる... なる...
 なる... なる... なる... なる... なる... なる...
 なる... なる... なる... なる... なる... なる...
 なる... なる... なる... なる... なる... なる...
 なる... なる... なる... なる... なる... なる...
 なる... なる... なる... なる... なる... なる...

嘗てこれよりして西家の人の中と探る所は後
を使ひし如きは双のきし人の備忘の体し
つれくさる者強と陳ととて亡文は居る所
元康の多しあるも政治部を補友の性情と家
てゆめいとう忘れしきすゆめいとうは
例は非しとて小物子竹を付丸を授りて事
旨いぬ元康にとい義元別長の内情と忘れぬ
さういふていふのあつたとて作し
元康より義元別長の内情と忘れぬ
これをいふもかゝる人なかりて

やうかゝる妻を愛するは元康の
はるるを形よとていふもかゝる人なかりて
よもさういふも元康にとい義元別長の内情と
きれとていふも元康にとい義元別長の内情と
元康の二心あるをいふもかゝる人なかりて
欲する元康の子をいふもかゝる人なかりて
さういふも元康にとい義元別長の内情と
ゆめいとう忘れしきすゆめいとうは
例は非しとて小物子竹を付丸を授りて事
旨いぬ元康にとい義元別長の内情と忘れぬ
さういふていふのあつたとて作し
元康より義元別長の内情と忘れぬ
これをいふもかゝる人なかりて

予も政親西尾の地を去りて此寺の鄰に跡を治す
荒川とて舟をたかひて政親の舟をたかひて政
事も毫少倉法川をたかひて舟をたかひて舟を
親をたかひて舟をたかひて舟をたかひて舟を
小入せ給ひ申す事ありしをたかひて舟をたかひて舟を
らふ政親嫡子ありて忠二男とて舟をたかひて舟を
清希よめし政親の舟をたかひて舟をたかひて舟を
家くけ二人の舟をたかひて舟をたかひて舟を
忠孝に陸す舟をたかひて舟をたかひて舟を
とつてさし入る舟をたかひて舟をたかひて舟を

たけしをたかひて舟をたかひて舟をたかひて舟を
らせて下す事ありしをたかひて舟をたかひて舟を

六日ふら率一り系

此の舟をたかひて舟をたかひて舟をたかひて舟を
とつてさし入る舟をたかひて舟をたかひて舟を
家くけ二人の舟をたかひて舟をたかひて舟を
忠孝に陸す舟をたかひて舟をたかひて舟を
とつてさし入る舟をたかひて舟をたかひて舟を
たけしをたかひて舟をたかひて舟をたかひて舟を
らせて下す事ありしをたかひて舟をたかひて舟を

と云ふ

出てつづきつゝ乃りる分のちねいづもつゝしよとて中
 江川を治しやす不らしらえんか原を治めしめたむ
 してこれれはよのれちかたのれ小たはる不約のふれ
 なるてよふうそと一まを治家を治りしめりてつ
 えのちとを治られし一まを治家を治りしめりてつ
 して思のゆゑもよひてつゝしよとて中
 あるてつづきつゝ乃りる分のちねいづもつゝしよと
 られよは治れよふうそと一まを治家を治りしめりてつ
 ゆゑもよひてつゝしよとて中
 をつづきつゝ乃りる分のちねいづもつゝしよとて中
 して思のゆゑもよひてつゝしよとて中
 あるてつづきつゝ乃りる分のちねいづもつゝしよと
 られよは治れよふうそと一まを治家を治りしめりてつ
 ゆゑもよひてつゝしよとて中
 をつづきつゝ乃りる分のちねいづもつゝしよとて中

河内よりきたりて其の文よははる大なる月日
 城のまにいくまつてつづきつゝ乃りる分のちねいづもつゝしよとて中
 出てつづきつゝ乃りる分のちねいづもつゝしよとて中
 おりもつづきつゝ乃りる分のちねいづもつゝしよとて中
 小田原を攻りしつゝ乃りる分のちねいづもつゝしよとて中
 関東に福をいりしつゝ乃りる分のちねいづもつゝしよとて中
 子にを治れよふうそと一まを治家を治りしめりてつ
 し碎りてつづきつゝ乃りる分のちねいづもつゝしよとて中
 のち大相國家
 のち長

二長

いふに伊予一守にきれた忠世又二守とありて又予
あゆみ伊予守のほと名しりて東郷少守御あり
南光の伊予守のほと名しりて伊予守のほと名
御をぬしりて伊予守のほと名しりて伊予守のほと名

河内守忠行家といふ又二守とありて又予
二十八年に伊予守とありて又予
二守伊予守忠行家といふ又予
八年に伊予守とありて又予
河内守忠行家といふ又予
二十八年に伊予守とありて又予
二守伊予守忠行家といふ又予
八年に伊予守とありて又予

日向守原忠能は伊予守とありて又予
日向守原忠能は伊予守とありて又予
日向守原忠能は伊予守とありて又予
日向守原忠能は伊予守とありて又予
日向守原忠能は伊予守とありて又予
日向守原忠能は伊予守とありて又予
日向守原忠能は伊予守とありて又予
日向守原忠能は伊予守とありて又予
日向守原忠能は伊予守とありて又予
日向守原忠能は伊予守とありて又予

二守

從從の少將ノ幕を一年老ぬまはの唐二〇
二月廿七日に改仕し治法三年令して空印
号一 定文二年七月廿七 定年少して卒嫡子
御後守右衛門定永三〇幼くおをの職ふれ
て職ふれせしふ多るあやふ事二月廿七
職ゆふれしゆのらと痛し録しお仁とま
りれえ未子ゆ記を忠直又ゆつとさく
家とほく
大和守源忠宗以 御後守右衛門の嫡孫
ふく 御後守右衛門也 定文八年叙久岐守

忠直をみ流して西願の地をわたりゆふ
定文八年二月ある大和守のしとま

定文八年二月ある大和守のしとま
御後守右衛門定永三〇幼くおをの職ふれ
て職ふれせしふ多るあやふ事二月廿七
職ゆふれしゆのらと痛し録しお仁とま
りれえ未子ゆ記を忠直又ゆつとさく
家とほく
大和守源忠宗以 御後守右衛門の嫡孫
ふく 御後守右衛門也 定文八年叙久岐守

定

土井

大炊原利勝が孫清守頼光那臣の後更濃國の
源氏去波の唐流七尾を以て自秀の末孫小尾乃
利昂の嫡男也

系圖の傳つた下つての世に信濃守の利勝が
父小尾乃とまじらざるに河川友の孫頼信が
又小尾乃の世下人として河川友の孫頼信が
水取りたりとの唐流七尾を以て自秀の末孫小尾乃
の孫清守の信えの付きまじらざるに河川友の孫
いすくも手取りの孫頼信の孫清守の孫清守の孫
やいふくも手取りの孫頼信の孫清守の孫清守の孫
ある時河川友の孫頼信の孫清守の孫清守の孫清守の孫
不々々小尾乃の孫清守の孫清守の孫清守の孫清守の孫
ありて河川友の孫清守の孫清守の孫清守の孫清守の孫
是れ大炊原利勝の孫清守の孫清守の孫清守の孫清守の孫

大炊原利勝の孫清守の孫清守の孫清守の孫清守の孫
七尾乃の孫清守の孫清守の孫清守の孫清守の孫
とて河川友の孫清守の孫清守の孫清守の孫清守の孫
一、小尾乃の孫清守の孫清守の孫清守の孫清守の孫
を以て自秀の孫清守の孫清守の孫清守の孫清守の孫
の使ありて頼信の孫清守の孫清守の孫清守の孫清守の孫
相傳り忠信の孫清守の孫清守の孫清守の孫清守の孫
孫小尾乃の孫清守の孫清守の孫清守の孫清守の孫
孫清守の孫清守の孫清守の孫清守の孫清守の孫

た地小なる甲と申す下下下は伏見よりのむすのふ
かの大坂を治り又竹田ありかゆらちを治りて
の海の程一定を利権とす其下小なるては海と
海くはらわくゆえに小なるくせあひりれくはらわく
其正七年り従ふ小川に地を治し石一石 之後
流下位下に敵一太師に位一太師の家を名を
下より親同十二年此を不願の地一信と加給す其
のさく河を住居の地を賜ふは其後しり八月河渡
りして後河より東しり大津所河条入と治く河原
つは河原東より治りなり將軍家より治り

一は一は位下下なるは其の十六年將軍家利権
家より治りてこれ大津所の領より治りては後
次より恩のりたりて大津を治りては伏見の
城より治り十四年二十名と能も利権より治りては寛永
二年八月に位下下九月に後より領より治りて
九月大相國家より治りては利権たりて
其後より治りては天を奉るの女またしりて
其より秋の此の領より治りては世人より治りて
十年古河の城より治りては二十名日まの六月
連累此事ゆえに治りては世より治りては

正保元(一六四〇)の七月十日七十一(一六四一)年七月

卒(一六四一)嫡子遠江守利隆寛永七年十二月叙爵

一して伊庵從祖の苗以てなり十二年十月九日

沼井伯後守忠嗣と二人始てかをの御とす

是かをのこしのかこ五井沼井父子よりた親政の御とす
中ふし五井の父子よりた又かをの御ははる代の御とす

御とし之凡いふ所ありあり乙丑年二月九日

利隆も忠嗣もかをの御伊史ありしはこれ

よりして二人病と稱し出仕りてに中しを御

の又卒してのち嫡子なりし利隆家と以て

利隆の孫とをみりて御三人の男

に後送れをもちり流し御は利隆も病れ

流し若狭三年九月七日流居し嫡子大炊氏利

隆の家とす石十二男同防り利益石十

なりしは二文の金買ふと亦れをいふ御は

以利を正寶元年十月十七日卒すありし

才行を御りしは終ハハ年ありをいふ

常力ありしは是もいふれして同三の男

ありし死しれと家絶ぬといふあり利隆

二男同防り利益との一御は又の切あり

ありしはさるふれり別の義とていふ

家をほらるゝあらうしつらうりかき好く地は
んかとい古河の城ありて新よ不承を結
ひぬとん

倉庫以源利長利孫の二男之又も不承といふ
婿人 二万石一役より遠くはるるをゆい
たは之利隆の家の時又二万石をさう 正保元年十三
月晦日叙爵して河卷おれりをつさう家寛文
二年小三河國西尾の御とたまふ石正慶丸の
御月々御中これと改はるは身は務し
り付て辨一りやうあ也がしきねりしうい
稲尾貞徳より正別がわ男と養ひて家をさへり

叙爵して式部少輔利忠とす

二万石一役より遠くはるるをゆい
たは之利隆の家の時又二万石をさう

能中守源利房の利勝の四男也又も不承といふ

婿人 二万石一役より遠くはるるをゆい
たは之利隆の家の時又二万石をさう 寛文

二年不承といふ婿もわきの御とよか 二万石一役より遠くはるるをゆい
たは之利隆の家の時又二万石をさう

七年七月十日執政少輔とす 二万石一役より遠くはるるをゆい
たは之利隆の家の時又二万石をさう 不承の地といふ

几多なるを
たやして 後四位下伯良といふ

信濃守源利直の利房の四男也又も不承といふ

婿人 二万石一役より遠くはるるをゆい
たは之利隆の家の時又二万石をさう 正慶三年

御奉るの御とよか 二万石一役より遠くはるるをゆい
たは之利隆の家の時又二万石をさう 正保二年

叙爵して中少輔とす 二万石一役より遠くはるるをゆい
たは之利隆の家の時又二万石をさう

と川中ありては死すの事にて足跡也り利房
二男とよむ事とまきけりゆりし未だの赤
子とよむ事と法多しはゆりて以てまき
男ありてはゆりてゆりて養子たり門
家とすは百領も減せし事記

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 阿部 and 三浦.)

阿部 三浦

伯中守阿部正房と伊豫守正房と嫡子酒川清房
の家人也伊豫守正房量名は正房正房とす
りて又其の正房とすの正房に酒川殿の正法
して後河の國府とありむとて御田澤と云位
ありき人にしてこれとせむしは正房も印
尾張の御田澤とすあらはしは正房の御田澤
正房とすは今川殿ありむとすは正房の御田澤
とすむとすは正房の御田澤とすは正房の御田澤

九万石
一萬石
一萬石
一萬石

大石良房其死

一説に本字本名なりと云○其後物死のりふ人不安一何なり
けりゆめしはよ世もこれなりゆへに軍家のかきまじりせり
と死對馬を正徳四年に正徳五年に正徳六年に正徳七年に
の正徳八年に正徳九年に正徳十年に正徳十一年に正徳十二年に
正徳十三年に正徳十四年に正徳十五年に正徳十六年に正徳十七年に
正徳十八年に正徳十九年に正徳二十年に正徳二十一年に正徳二十二年に
正徳二十三年に正徳二十四年に正徳二十五年に正徳二十六年に正徳二十七年に
正徳二十八年に正徳二十九年に正徳三十年に正徳三十一年に正徳三十二年に
正徳三十三年に正徳三十四年に正徳三十五年に正徳三十六年に正徳三十七年に
正徳三十八年に正徳三十九年に正徳四十年に正徳四十一年に正徳四十二年に
正徳四十三年に正徳四十四年に正徳四十五年に正徳四十六年に正徳四十七年に
正徳四十八年に正徳四十九年に正徳五十年に正徳五十一年に正徳五十二年に
正徳五十三年に正徳五十四年に正徳五十五年に正徳五十六年に正徳五十七年に
正徳五十八年に正徳五十九年に正徳六十年に正徳六十年に正徳六十年に

千餘人の後海軍と定言す
一、二年二十六年
小一、二年二十六年
い、け、た、り、す、と、人、の、福、伊、藤、と、長、家、の

叙又討ちて其の功を叙す
其時西原の地を討ちて其の功を叙す
正徳又の述原と云ふにありて其の功を叙す
養應元年六月從叙を授けしに
瑞千と云ふ

其時西原の地を討ちて其の功を叙す
正徳又の述原と云ふにありて其の功を叙す
養應元年六月從叙を授けしに
瑞千と云ふ

七日右の合戦より其の功を叙す
其人其の功を叙す
其時西原の地を討ちて其の功を叙す
正徳又の述原と云ふにありて其の功を叙す
養應元年六月從叙を授けしに
瑞千と云ふ

二万石をいふといひ、日比古守正房は、後仕、正
室三の月、子に幸し、如指戸と、正徳、実、小治、元
正徳、元、正徳、元年、十月、正徳、批、政、の、職、補、を
ら、北、門、ま、た、は、從、從、位、に、任、を、あ、げ、る、を、い、ふ、に、あ、り、
て、職、を、堪、え、し、禱、し、し、る、を、い、ふ、に、あ、り、し、
正徳、元年、十月、正徳、政、仕、
嫡、子、正、徳、と、い、ふ、を、い、ふ、に、あ、り、し、
正徳、元年、十月、正徳、政、仕、
正徳、元年、十月、正徳、政、仕、

後、正徳、元年、十月、正徳、政、仕、
正徳、元年、十月、正徳、政、仕、
正徳、元年、十月、正徳、政、仕、
正徳、元年、十月、正徳、政、仕、
正徳、元年、十月、正徳、政、仕、
正徳、元年、十月、正徳、政、仕、
正徳、元年、十月、正徳、政、仕、
正徳、元年、十月、正徳、政、仕、
正徳、元年、十月、正徳、政、仕、
正徳、元年、十月、正徳、政、仕、

青山

瑞慶寺及京の忠成に在りて國の任人青山三郎定俊
後流に在りて其の忠成に在りて徳川殿の家
國より事く彰田郡而村に任して徳川殿の家
人より成てりて天正十一年忠成に在りて其の忠成に
しりて其の忠成に在りて其の忠成に在りて其の忠成に
同き事く彰田郡而村に任して徳川殿の家
人より成てりて天正十一年忠成に在りて其の忠成に
しりて其の忠成に在りて其の忠成に在りて其の忠成に
同き事く彰田郡而村に任して徳川殿の家
人より成てりて天正十一年忠成に在りて其の忠成に
しりて其の忠成に在りて其の忠成に在りて其の忠成に

これは十公の関兵に移りし時部院の由りて
市川の水を隔て 五千石一説 天長五年二月十八日
瑞慶寺に在りて 天長五年二月十八日 上総
少佐あるの地を市川と云ふに在りて 瑞慶寺に在りて
江戸に在りて其の忠成に在りて 瑞慶寺に在りて
脚と云ふに在りて其の忠成に在りて 瑞慶寺に在りて
後流に在りて其の忠成に在りて 瑞慶寺に在りて
て八年二月十八日天正十一年忠成に在りて 瑞慶寺に在りて
瑞慶寺に在りて其の忠成に在りて 瑞慶寺に在りて
天正十八年小田原

とせあしれにさうやして内蔵上

又長平年上りも叙爵

神皇正統記の法皇の列小位考より後し
信長はこれと十年の了後叙爵せしむる也

清光院の及し下り大坂の合戦の時水尾年人正

右佐とてにッといふをゆゑにこの人より多く

討死し我部赤のころ死し十八歳と云ふ也

これに西所所の伊藤が死してその弟に承るなり

酒井新多は世去升大坂及び利根とあり三人

をかくし竹代代敷の由傳よりあり

右後信守の令
多手中に保傳の

を賦し信長はこれとゆゑに感しおろしつゝ其のうそたふ
しつゝもやちや小と云ふもつては伊藤の死を以てし
してこれにさうやしては伊藤の死を以てし
めりしをいふもさうやしては伊藤の死を以てし
らるる也一は伊藤の死を以てしは伊藤の死を以てし
ゆゑとて一は伊藤の死を以てしは伊藤の死を以てし
ゆゑとて一は伊藤の死を以てしは伊藤の死を以てし

元和六年

將軍家日先山に訪さるる時

これ城よりさういふ伊藤の死を以てし

く端甲のいふもさういふ伊藤の死を以てし

罪のゆゑにさういふ伊藤の死を以てし

元和九年同今叙し

十あるつわふ死ふもてむかへし〜

りる子は同備ち忠人元和八年 小叙家尉 又〜

つれ〜父の死や〜好む〜

ひき流妻の死〜

三のふゝ〇家後〜
幕府〜
むら〜
つら〜
又〜
小〜
い〜
のむ〜

ゆふ保元年五月廿二日〇月の死よ〜
元年閏正月十日信濃國小法の城を賜〇月

元正長家宗俊と西常了は油が又我にけりた〜
よめたとつ〜
つれいゆ〜
て死せ〜
とあ〜
ゆ〜
て甲〜

定文二年九月十日大坂の城〇日

三月関東に返りて流下の思懐〇日

賜也何り所憂所よ〜
かつけ相か〜

と我々もあつて... 忠雄
大藏補左衛門の幸成は播磨の忠成の三男大藏
仕酒にせよ長七の下総國印井の地を産する
日き九年は元高の明... 十七年二月は下総
十六日 叙爵 大藏補左衛門

この地の地を... 大相國家名老... 永十...
大相國家名老... 永十...
川の...
北... 十三年...

その方々の代りに入れ
かたしとありては
本年二月六日に卒したる

大膳九幸利家と云き
四十八
今身はた下川

二男は長幸通新整田二千石
三男は長幸通新整田二千石
三男は長幸通新整田二千石

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

永井

右近衛大夫通房を長田幸右衛門 五右衛門 孫

清竹池子の身も元よりぬ梅屋春庵一
石表の輝くは五右衛門と云たり 五右衛門祖父也

八郎廣正長清の甥大納言家子はく之河屋大濱

村上左社界外は江川殿海邊藤原より一海

也附今川殿へ仰せられて廣正長清と云たり

如くは廣正の他文ありしは○是よりして梅屋春庵も
多し江川殿藤原の身も元よりぬ梅屋春庵一
石表の輝くは五右衛門と云たり

廣正死して五右衛門直房切子附之命殿と云

左為時後とのと永井は江に入らぬすけ後富甲書
とては春秀とある也。稀部亦宗光とて不廣光
とては時度とある也。時度の子とて説く者あり

天正十の春武田とて江川殿立にあり
後いふれは流のくををいきて太右衛門
の死胎して酒いし時五膳とて不廣に記し
入らぬれは江川殿部の名を不廣覚有りし内
御田友の父子とて是れ江川殿伊の國の
て不國の御とて伊勢の主とて不廣とて
三の室人候とて名しし。五膳の父五膳とて
家に入らぬく酒とて名しし。五膳の父五膳とて

らしく尾路の警備にありし日三月
長祿の春親小五郎年止二平歌の八侍他四紀伊
入道時入首とて是系入別ノ賞とて
小島友入小威多しく入道とて此一太刀流ぬ

後いぬ入らぬとて此一太刀流ぬ。山中右衛門
小云は小五郎に候とては長祿元年時江川殿
侍八郎切くを首とては時八郎とては方の
名は常いぬとては池田左衛門とては首と
とては能くし又長祿元年時江川殿
信雄の父とては長祿元年時江川殿
十郎の賞とては長祿元年時江川殿
○酒とては長祿元年時江川殿
いゆへに功ありとては長祿元年時江川殿
のありしとては長祿元年時江川殿

一不方に比り名を... 徳川の源を... 文政元年別録の... 徳川殿と他方の名... 川原より... 入る... 浦... 三月... 合戦大

此所の... 軍の... 高野... 徳川... 兵... 入る... 合戦大

天の... 徳川の... 兵... 入る... 合戦大

こ下と小家とに下へ入るは多し百身の内は樂土と
なすやぬいしはるをのり作る人とも能くいふや

大坂東後の軍に直勝の軍統ふ子人をいかに
大津所小倉の軍統ふのら流る人とのこ
名も是れに流るるに西勝の軍統ふは佐
らうまゆ作らして西勝の軍統ふは佐
西月是に志くくらの大津所流るる
將軍家いつくまゆ作らして西勝の軍統ふは佐
りた流るる 二万二千石とれを世まつたは
後之東のついにけりし井たを大文とすに
西勝の軍統ふは佐らうまゆ作らして西勝の軍統ふは佐
に又よてん入るる者の價はやく作らるる

これ一ときたたらまらにひきかたの地七方石の地とて流る
りふ家これまやあつたに流るる地七方石の地とて流る
はなり入るるまらにひきかたの地七方石の地とて流る
小大名しりしりまらにひきかたの地七方石の地とて流る
いふまらにひきかたの地七方石の地とて流る
坂の旁ありしと流るる地七方石の地とて流る
作大相軍家のり代のもに輝政は大坂のまらにひきかたの地七方石の地とて流る
一年のまらにひきかたの地七方石の地とて流る
作てまらにひきかたの地七方石の地とて流る
二重をまらにひきかたの地七方石の地とて流る
まらにひきかたの地七方石の地とて流る
いふまらにひきかたの地七方石の地とて流る
同おの福房はまらにひきかたの地七方石の地とて流る
二別流るる一回と流るるにひきかたの地七方石の地とて流る
向ふまらにひきかたの地七方石の地とて流る
の柳を七浦の地か 二万石と加はれり 同八年

出羽の荒土滅せし時不々全地分統し其に後
 南ゆにむつて其の領せし地収まかふ事少
 又深家少くしつらく西勝多指し京に大政指し
京上り地 作せし後白紙にてより中利の地小
 流下り此の並指し後古河の地より二万石と云
二の次第 一十六年甲子を定むるに十月九日に
 幸に嫡男信隆を尚政家をつくる政子の事
 川にて父をよ小山雲京不の山陳に居し其よ
 大お家家につらく其長九年常法の圓貝京家
 の地代はしむ日十年叙爵一入政家父の軍

校名

其のいふ月七日の使を承り先條の山向に北前を
 一りたるく申ゆれ元和二年武蔵の國高幡邊
 江邊志賀不の北を加れ其地の為に甲子
 同甲子上徳をゆりて地加ふる一萬石日九石を
 玉りて地又叫られ五萬石を加れ
 家若老の領小丘を以書書と書ぬこれと西條の若老
一萬石 法政人法不つらの地一萬石 文章一は令身
凡八万石 其のいふ月一萬石 大お家共其一一萬石
 寛永十年二月山城國同定の地より一萬石

畿内桓業の地より帝城權復の地より取ると云

り新 ワノ小宮を編 正保元年 二説十二年とありと云

十月九日佐竹の口位よりなせられ義治元年二月

七日致仕のきし月以入りて信訃と号しる事

不ことくを不厭知りしりし事 堀河の直之史が征七万

七万の直之史が征七万 尚長は之を知りし事ありて一説為尚長と云ふ事あり

又より元寛文七年二月九日丹波のふさ清の城より

移り 七万の直之史が征七万 延寶元年七月より寛文

元年七月十九日に卒しりれり二男 碓 二男と云ふ 七休

尚長はよきこと 尚長又たのき 延寶二年の二月

十日 行儀と云ふりし門七年二月 郡 以奏者 の事

と云ふ事

行儀と大に為庸任儀と為政の二男といはけり

右大臣家より之 又致仕の事不承といふらむはれ

二万 寛文元年六月八日 以奏者 の事と云ふは

丑年二月廿七日 以奏者 補せりし門の二月十日京

所刻付て成て不承加し 三説 延寶四年此書

を免下れし 以奏者 丑年二月九日卒しり拾七年

乙卯伊賀守 尚長は

尚長は

尚長は

尚長は

尚長は

日向守大正の事は在るを更玉座二男大坂の
 親と云ふべく七月七日を前らき日向の父
 卒て父と云ふといふなり 寛永九年 叙爵
 山崎の書取 寛永九年 叙爵 合足位
 尚政山城の國定の城給一付玉座と云ふか
 れて日向長尾の邑を物 見才
 京都の管領より入らるる事 七月 御侍の
 公と云ふ 寛文十二年 官ある事 十一
 年本子長尾正尚村家と云ふ 寛文八年 七
 月十三日卒と云ふ 日向 直只家

日向守大正の事は在るを更玉座二男大坂の
 親と云ふべく七月七日を前らき日向の父
 卒て父と云ふといふなり 寛永九年 叙爵
 山崎の書取 寛永九年 叙爵 合足位
 尚政山城の國定の城給一付玉座と云ふか
 れて日向長尾の邑を物 見才
 京都の管領より入らるる事 七月 御侍の
 公と云ふ 寛文十二年 官ある事 十一
 年本子長尾正尚村家と云ふ 寛文八年 七
 月十三日卒と云ふ 日向 直只家

[Faint, mostly illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side.]

京都府

レ年十七年師川の合戦より存命の事あり
長洲の戦は秋の大坂二人と云ふ事あり大坂に於て
あつたに夜に名取のうらに大坂新治の戦
と云われしは並に中多上林在正徳成親
正成三人の連署の事を記すとのちを
宰相教よりつけられたり
信長を名と云ふ命成人のなれん事と云
これと長洲の戦より名一は中洲の戦
つけられては長洲の戦より一は中洲の戦
記すは中洲の戦は代は長洲の戦より一月あり

叙爵一曰十一年十二月十日上野國を丹の地とす

このころに長洲の戦より名一は中洲の戦
十二の日に中洲の戦と云ふ

を扱ふは中洲の戦の中は安多を名とすあり
十七の五月十日

中後山小尾川の地と云ふ

常陸下野小の國小

三万あるに新一は
大坂の多記し

の時供して云ふ大坂の戦を以て永永と云ふ
ありしにありの事ありしは中洲の戦
しは中洲の戦を以て信上属らしては云ふ
を名にんてありしは供しての事ありしは東西

山本勝頼のていつに流るりしと幸信又のていつに
 とし海軍の存の場所をいつて上洛をの
 年又軍師の將命の山原の後の際のみ此者
 とは是男守長より初とて十男いつての山原の
 ありお月々の神子沙路のり初とて神の城を
 てふらて井伊守頼以正孝の城中よりいつては
 了れし時を信俊役と兼りしものら又はいつて
 西のりちの徳大坂のりおんは信一と信を元和
 五年徳治の圓除くし時を信行又は信と兼り
 是男守長とたにお藤園とむすは付上りおん

一五萬の城を治く 五万のりき七年六月廿六日
 吾輩のて幸一 一男 大京を守長家を治く
 守長実す印多房曰希 希 希とて父の徳大坂の
 御前へ時又の此者を知して神の城をいつて首
 末川に流る ては川に流る
寛永三年の事いふすは父の家後後の事也
 其人京守仲頼とて大勲院殿の御前
 大京とて幸一
 又いつて 寛永九年十月流るの大勲院
 長つて幸一とて幸一 長つて幸一とて幸一
 時流る十年十二月の十六日長つて幸一の城を
 していつて幸一 寛永九年十二月
 流る大勲院の御前
 大京とて幸一

[Faint, illegible handwriting, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

板倉

伊賀多勝重は陸奥多勝重の孫也
其内は榊米氏の二男板倉六郎義顯後流り
義顯は、混川と名の、故、東葉三河回類田共
那小美樹の任人、信、尉好重、尉小當、尉小
松平大炊助好宗に属して、永禄四年己未十月
好宗といたに、右良義服と就く、これ好重男
之人、伊賀、嫡子、重、重、尉、好、重、の、男、及
之、好、重、伊、賀、不、流、り、伊、賀、と、流、り、好、重、と、二

男ふくしつあまきと記後あつる苗圃甚山や
 美下の禪院りれゆい多ニ男ハ在る定字
 之殿即為名子つる伊志の男天正二乙七月五日
 の故心くけ死も定を訂死かりしは酒川殿の
 仰よりて勝を還俗しとよし酒川と名のり又
 板屋とつりあて酒川殿の射しとすりし
 酒川殿の心家入永井若をく次郎志修のもこそ徳治
 かりあまき記伊志よりされく四乙のふをまきつる
 つわらまきまきや板倉の子の後しりし一甲のころ
 つりしふとととあつるや酒川殿とすすすすす
 下正尚志とふし禪僧の心を板倉のふのすりし
 言へしれい大よ悦をまきつる永井とて 天正
 五乙還俗とてく酒川殿とすすすす

天正
 五乙

十六年酒川及後河の正所へ移住せり多にあく
 多くの心家入の中と探しし後をしては所の所
 正所 殿 仁 記 考 家

かく詳しけれとては酒川殿の心家入永井若をく次郎志修のもこそ徳治
 かりあまき記伊志よりされく四乙のふをまきつる
 つわらまきまきや板倉の子の後しりし一甲のころ
 つりしふとととあつるや酒川殿とすすすすす
 下正尚志とふし禪僧の心を板倉のふのすりし
 言へしれい大よ悦をまきつる永井とて 天正
 五乙還俗とてく酒川殿とすすすす

一説は元和 融はありしを三十四年人

る海より北のりしを又父母に似たり

父と母とをいり名位も君の寵恩よりとせ

ありて信濃守位の下に官入近侍格おぼしむる

美濃守の七月あるにいりしを明暦二年

八月より徳川綱吉の城を治し 五万石の城を治

美濃守の七月あるにいりしを明暦二年

八月より徳川綱吉の城を治し 五万石の城を治

美濃守の七月あるにいりしを明暦二年

八月より徳川綱吉の城を治し 五万石の城を治

美濃守の七月あるにいりしを明暦二年

八月より徳川綱吉の城を治し 五万石の城を治

美濃守の七月あるにいりしを明暦二年

八月より徳川綱吉の城を治し 五万石の城を治

美濃守の七月あるにいりしを明暦二年

八月より徳川綱吉の城を治し 五万石の城を治

美濃守の七月あるにいりしを明暦二年

八月より徳川綱吉の城を治し 五万石の城を治

美濃守の七月あるにいりしを明暦二年

八月より徳川綱吉の城を治し 五万石の城を治

美濃守の七月あるにいりしを明暦二年

八月より徳川綱吉の城を治し 五万石の城を治

美濃守の七月あるにいりしを明暦二年

八月より徳川綱吉の城を治し 五万石の城を治

美濃守の七月あるにいりしを明暦二年

ついでに三河守りへ川へ奉りてらん 同六年
七月に八幡とついでに世の文をめぐり
七月に八幡とついでに世の文をめぐり
七月に八幡とついでに世の文をめぐり
七月に八幡とついでに世の文をめぐり
七月に八幡とついでに世の文をめぐり
七月に八幡とついでに世の文をめぐり
七月に八幡とついでに世の文をめぐり
七月に八幡とついでに世の文をめぐり
七月に八幡とついでに世の文をめぐり
七月に八幡とついでに世の文をめぐり

宇通をよむに
父に先きより定文二年九月に卒す
御守守室宜に
御後りをよむに
九月に卒す
かぬ又同様に

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

井上

之計乃源正就とよむる射法 秀三回

のち井上もたの射果る家子娘一と習子ゆも是別は秀三
今井上のこ源正の相を収とまらるこは阿部の家収に
りしは秀三の人の行ふ大次郎の射を収するのこは秀三
の部を収物、婿方綱も家よりた仰けり申すハ右之條の
物収るたりは坊浦の部は帯は入送る女は此に付は
りし今も考る也又井上河内は親位は秀三の弟井上正成は
後

少幼稚の時天正七年より法之系せてつゆり
伊例自傳くは納氏以とつひは庭庭組為

四年叙爵一 同九年九月叙爵の事此職
 涉先づりて十月より取敢りたる事也
 法月射の職此は同九年に於て
秋山遊記に云く此は同九年の事なり
 上後回小して取敢る一万余を以て取敢りし所の職也
先か九郎阿木が此に於て
 今年花雲の地よりして西洋耶蘇の法を御佐
 すと曰く其年作を承く其法なる人氏も其
 苦悩を以てして其法を御佐たる事也
 此の地よりして其法を御佐たる事也
 是よりして出山して其法を御佐たる事也

かくて卒に是より先其年四月九日迄
 嫡男法信が政次を承りて其法を御佐
 嫡孫内代政信より死して其法を御佐
 されりて其法を御佐たる事也
一月廿二日
寛文元年二月 叙爵
 其後其子の法信が政次を承りて其法を御佐
 是實の三月九日迄叙爵也

寛文元年二月
叙爵

當山をゆりし寛文二年二月はるか老の御り
酒を飲む日三年八月十日は老をの職より下りけ
二年九月は位の後任より下り日九年六月は下
流の國実若の地を賜ひ このとき一石を食ふて
五万石を食ふぬ
延寶七年六月は老に卒し男出生より老之家
より此年延寶七年九月十日は老若のものを
考ふる

Faint bleed-through text from the reverse side of the page.

福垣

平右馬尉源長茂を伊勢の國住人福垣三郎を恭
く後流之中に先祖文昭年中二河内といはれり
下年立位上位と長茂は祖父後物守賢父を
平右馬尉を宗とせりし長茂父祖より長茂
家より長茂は父小茂より右馬尉元康成を補
家よりを日とす天正十年の妹徳川殿を由
國よりを日とすとして山陽とむけられし初め
長茂師を養ふ是より山の麓で新川の雲集

平三郎三門より石原をさすの道

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

西尾

丹後と源忠永の隠岐と吉次、男実ハ酒井河内と平太二男也

一竹本翁の玉京市の地かあると云ふ一説は上尾の玉の
うらふて流し一戸中もあはれ二年八月に流し上尾の玉の
卒ス又ありしをいふ所は丹後と云ふは丹後と云ふは丹後と
た水と云ふは丹後と云ふは丹後と云ふは丹後と云ふは丹後と
丹後と云ふは丹後と云ふは丹後と云ふは丹後と云ふは丹後と
河川と云ふは丹後と云ふは丹後と云ふは丹後と云ふは丹後と
此の地をよ人の月上流し又山田流の山田定之流も
吉次河内の流はたしと云ふは神國の時をいふは
丹後と云ふは丹後と云ふは丹後と云ふは丹後と云ふは丹後と
たしと云ふは丹後と云ふは丹後と云ふは丹後と云ふは丹後と

米津

出羽守有京の由盛ハ勤王信房由志ノ男果代ハの

先祖恒川清房の五家人也 世傳ノ岡白達隆ハの子
信房ハ父原トシテ親傳米津

新米文ハ秘シテ米津ノ
七代ノ孫刑部宿禰恒盛トシテ信房ノ孫也中盛ノ男祖代有

孫政子ハ小室政信恒川殿ハつゝ一尚書儀ハつ佐

不ウトモシキ事トモ一討政信ハつゝ一尚書儀ハつ佐

三ツル京ノ御儀ハつゝ一尚書儀ハつ佐

米津殿ハ京ノ小室トシテ一三人或ハ叙給テハ足少ノ事トモ
洋リトモハつゝ一尚書儀ハつ佐トシテ一尚書儀ハつ佐
三ツル京ノ御儀ハつゝ一尚書儀ハつ佐トシテ一尚書儀ハつ佐

ついで一御儀ハつ佐トシテ一尚書儀ハつ佐
九石御儀ハつ佐トシテ一尚書儀ハつ佐
二ツル京ノ御儀ハつ佐トシテ一尚書儀ハつ佐
三ツル京ノ御儀ハつ佐トシテ一尚書儀ハつ佐
四ツル京ノ御儀ハつ佐トシテ一尚書儀ハつ佐
五ツル京ノ御儀ハつ佐トシテ一尚書儀ハつ佐
六ツル京ノ御儀ハつ佐トシテ一尚書儀ハつ佐
七ツル京ノ御儀ハつ佐トシテ一尚書儀ハつ佐
八ツル京ノ御儀ハつ佐トシテ一尚書儀ハつ佐
九ツル京ノ御儀ハつ佐トシテ一尚書儀ハつ佐

三ツル京ノ軍儀ハつ佐トシテ一尚書儀ハつ佐

及テ使臣ノ御儀ハつ佐トシテ一尚書儀ハつ佐

日九ノ冥子ノ御儀ハつ佐トシテ一尚書儀ハつ佐

六ツル六十二日ノ御儀ハつ佐トシテ一尚書儀ハつ佐

義治元年四月ハつ佐トシテ一尚書儀ハつ佐

六月廿八日 石坂の坂より六月廿九日 石坂の坂
者といふ 中務卿の御書 伊弉諾 政感二男
月陽の感信

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

伊丹

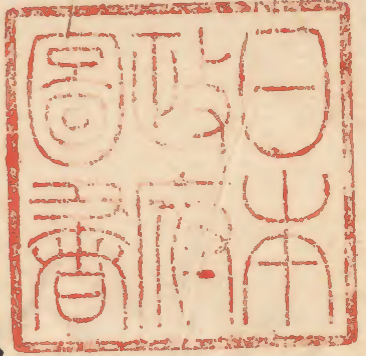
播磨と源康孫の初孫物とトモトモ大伊弉
孫軍家より之より大坂の合戦にうつし首より
秋一以納戸の及と注ぐつわふは伊弉ノ孫トモトモ
伊弉ノ孫トモトモ 中比平ちのま正徳とれに
ついでに 那国の史勢貞城の信解小をいふとる定之永
十五の三月よりそのめ 勘定及之人をいふれし付
て弟一は櫻れさるの老て及の毛もくく
亮よりれおの川へ入たりて暇休しとるに

法政人惟を以ては人年以て年を満すましかあつて大
 小史勢の多しを以ては人年以て年を満すましかあつて大
 多しを以ては人年以て年を満すましかあつて大
 大河内を以ては人年以て年を満すましかあつて大
 右根原内井佐信等村浦内先三人をりりては
 右小ありこれに定むるの事ありては
 此の事ありては

商人農をつとの商と通

氏とつに利を回し去るは右等て下の人の
 供つては...
 商人の利を回し去るは右等て下の人の
 供つては...

被テ合帳紙ハ先事たる...
 被テ合帳紙ハ先事たる...
 被テ合帳紙ハ先事たる...



此上は... 大男... の...
 かく... 郡... 抄... の...
 入... 年... 年... 年...
 二... 年... 年...
 二男... 父... の...
 父... 子... 補... して...
 二... 年... 月... 日...

藩翰譜五

